

長浜市選挙管理委員会告示第 1 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 7 条第 7 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 2 6 条第 1 項の規定により指定した指定投票区及び指定関係投票区を変更したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

	指定投票区	指定関係投票区
変更前	第 1 投票区	第 1 投票区以外の投票区
変更後	第 3 投票区	第 3 投票区以外の投票区